

## 秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、秋田市旭川筋土地改良区から変更認可申請のあった添川頭首工管理規程について、令和7年4月17日に認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和7年4月23日

秋田市長 沼谷 純

### 1 趣旨

この規程は、秋田市旭川筋土地改良区が管理する添川頭首工について、水利使用規則（平成21年10月13日付け国東整水第88号）の定めるところにより、頭首工の管理に関し必要な事項を定めたものである。

### 2 管理責任者

頭首工の管理責任者は、秋田市旭川筋土地改良区理事長とし、次の責を負う。

- (1) 河川関係法令等、頭首工水利使用規則およびこの規程を遵守し、適正な水利使用に努めること。
- (2) 頭首工の管理方法は、河川関係法令を遵守し適正に行うこと。

### 3 管理主任者

- (1) 管理責任者は、頭首工の管理を適正に行うため、管理所に管理主任者を1名置く。
- (2) (1)の管理主任者は、職員を指揮監督してこの規程に定めるところにより、頭首工の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。
- (3) 管理主任者を定めたときは、河川管理者に届け出るものとする。

### 4 異例の処置

- (1) 管理主任者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ管理責任者の承認を得なければならない。ただし、異

常事態の発生により緊急に処理を要するものについては、この限りでない。

- (2) 管理主任者は、(1)のただし書きの場合は、事後速やかに管理責任者に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。

## 5 頭首工の諸元

頭首工の諸元、その他頭首工の管理上、参考となる事項は次のとおりとする。

### (1) 頭首工

#### ア 固定部

固定堰（天端標高） E L = 18.50m

#### イ 可動部

洪水吐きゲート（天端標高） 18.50m

土砂吐きゲート（天端標高） 18.50m

#### ウ ゲートの規模

洪水吐きゲート（幅25.75m×高さ1.50m）引上式

土砂吐きゲート（幅10.75m×高さ2.00m）引上式

取水ゲート（幅1.80m×高さ2.00m×2門）引上式

(2) 計画高水流量  $Q = 420 \text{ m}^3 / \text{s}$

(3) 計画高水位 E L = 19.50m

(4) 最大取水量  $Q = 1.203 \text{ m}^3 / \text{s}$

(5) 計画取水量（標高） E L = 18.40m

(6) 魚道放流量  $Q = 0.555 \text{ m}^3 / \text{s}$

## 6 洪水および洪水時

この規程において「洪水」とは、堰堤地点における河川水位標高が18.80m以上であることをいい「洪水時」とは、洪水が発生している時をいう。

## 7 洪水警戒時

この規程において「洪水警戒時」とは、秋田県沿岸地方を対象として大雨（洪水）警報が発令され、その他洪水が発生するおそれ大きいと

認められるに至った時から、これらの警報が解除され、また切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間（取水期間に限る。以下同じ）をいう。

## 8 水位等の算定方法

頭首工地点の河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、左岸の擁壁に取り付けられた水位計の水位に基づいて算定する。

## 9 取水水位および制限水位

- (1) 頭首工における取水は、常時計画取水水位標高18.40mとする。
- (2) 管理主任者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水の取水を行い、かつ河川流量の恒常的な維持に努める。

## 10 水位の基準

頭首工の水位は、左岸擁壁に取り付けられた水位計の水位による。

## 11 河川流量

頭首工地点の河川流量とは、取水量と放流量の合算した流量とする。

## 12 取水

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象およびかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水する。

期 間	5月1日から 5月10日まで	5月11日から 8月31日まで	9月1日から 4月30日まで
取水量	1.203m <sup>3</sup> /s	0.882m <sup>3</sup> /s	0.399m <sup>3</sup> /s

## 13 取水時のゲート操作

- (1) かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水量に応じて、洪水吐きゲートおよび取水ゲートの開度を調節して行う。
- (2) 洪水時における操作の方法は、次に掲げるときは速やかに取水の停止又は減量のための操作を行う。
  - ア 用水路からの溢水が予想されるとき。
  - イ 湛水被害が発生するおそれがあるとき。
  - ウ その他内水被害が発生するおそれがあるとき。

## 14 取水量の測定

(1) 取水量の測定は、取水水門の下流（幹線用水路の手形堰と穴堰）に設置された自己水位計の示度による。

(2) 管理責任者は、取水量の正確を期するために毎年1回、自己水位計地点の流量測定を行い、その結果に基づいて取水量測定表を補正する。

#### 15 土砂吐きゲートの操作方法

土砂吐きゲートによる排砂は、次により行う。

(1) 堰地点の水位が標高18.80mを超えると予想される場合には、標高18.80mになった時点から洪水がピークを越えた後、標高18.80mに低下する間にゲート放流する。

(2) 堰その他の施設又は工作物点検整備のため、その他やむを得ない場合は、濁水による被害が発生しないよう十分な対応を行う。

(3) ゲートからの放水による下流の急激な水位上昇を防ぐため、ゲートを開く速度は1分間に0.3mの速度で行う。

#### 16 頭首工からの放流

頭首工からの放流は、取水に必要な標高18.40mの水位を保ちながら13の規定に基づき行うものとする。なお、頭首工下流への維持流量 $0.55 \text{ m}^3/\text{s}$ は、魚道からの放流により行う。

#### 17 放流の開始および放流量の増減の方法

頭首工からの放流は、下流の水位に急激な変動が生じないようにしなければならない。

ただし、流入量が急激に増加しているときは、流入量を考慮しながら放流を行うことができる。

#### 18 放流の際の関係機関に対する通知

頭首工により貯留された流水を放流することにより、下流の水位に急激な変動を生ずると認められる場合においては、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、別表第1（省略）に掲げる関係機関に対し、その開始の少なくとも約1時間前に操作の日時、放流量および上昇する下流水位の見込み等を通知する。

#### 19 放流の際の一般周知させるための措置

18の規定は、一般に周知させるための措置として、頭首工地点から約

1 km地点までの旭川の区間について、次の警告をしなければならない。

(1) 頭首工地点に設置された警告にあつては、頭首工放流の開始以前約10分前

(2) 頭首工地点以外の地点の警告にあつては、頭首工放流により当該地点における旭川の水位の上昇が開始される時以前約30分前

## 20 放流の安全の確認

洪水吐きゲート又は土砂吐きゲートを操作して頭首工ゲートからの放流量を増加させるときは、あらかじめ下流の安全を確認しなければならない。

## 21 頭首工の操作に関する記録の作成

頭首工のゲートを操作した場合には、次の事項を記録しておくなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を含めた時刻およびこれを終えた時刻ならびにこれを終えたときにおけるその開度

(3) ゲート1回の開閉を始めた時ならびにこれを終えた時における頭首工の水位および放流量

(4) 18および19の規定による通知および警告の実施状況

(5) その他参考となるべき事項

## 22 点検および整備

管理主任者はゲートを操作するために必要な機械器具ならびに警報、通信連絡および観測に必要な設備ならびに管理のために必要な設備ならびにこれらの操作のために必要な資材ならびに良好な状態に保つための点検および整備を行わなければならない。

特に洪水又は暴風雨その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぼす事案が発生したときは、その発生後速やかに堰の地点の点検を行い、堰に関する状態が早期に発見されるようにしなければならない。

## 23 監視

管理主任者は頭首工およびその周辺について常に監視を行い、その維持管理および保全に支障を及ぼす行為の取り締まりならびに危険防止に

努めなければならない。

## 24 洪水警戒体制

この規程において洪水警戒体制とは、次に該当する場合をいう。

- (1) 秋田地方気象台から関係地域に対し、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間
- (2) 頭首工の水位が標高18.80mを超えることが予想されるときから頭首工の水位が18.80m以下となり、再び増水するおそれがないと認められたときまでの間

## 25 洪水警戒体制時における措置

管理責任者は、24の規定により洪水警戒体制をとったときは職員を呼集してそれぞれの担当部署に配置し、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) ゲートおよびゲート操作に必要な機械機器の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置
- (2) 関係市町村、土地改良区その他関係機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測ならびに情報の収集を密に行う。
- (3) 常に河川の流量および水位に注意し、15および16の規定による頭首工の操作の万全を期す。
- (4) 22の規定による頭首工の操作に関する記録の作成

ア 管理責任者は頭首工管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象
- (イ) 水象
- (ウ) 取水量
- (エ) 取水ゲートの操作の時刻および開度
- (オ) 点検および整備に関すること。
- (カ) その他、堰に関すること。

イ アに定める記録のうち、取水量については翌年の1月31日までに、東北地方整備局長に報告するものとする。